第1回　吉田川流域治水部会・合同現地視察

参考資料

- ○ 吉田川の流域治水を具体的かつ機動的に議論・検討するために、流域治水協議会の下に「吉田川流域治水部会」を新たに設置
- ○ 7/15～16出水を受け、第1回目会議を8/5に緊急開催し、吉田川流域の関係自治体等と合同で現地視察を行うとともに、流域治水の推進に向けた意見交換会を実施
- ○ 現地視察では、吉田川での河道掘削や遊水地の整備状況を視察し、今時出水では約97cmの水位低減効果があったことを説明
- ○ 意見交換会を通じて、県管理河川も含めた流下能力の向上や排水機場の耐水化・能力向上、上流域での太陽光パネルの設置等の開発行為への対応など、各自治体が抱える様々な課題や流域治水への期待について共有
- ○ 構成組織各位ともに流域治水への期待は大きく、引き続き、関係機関と連携しながら「吉田川から全国へ」を合い言葉に、吉田川モデルとして「地域を“みず”から守る流域治水」を推進していく

現地視察

- 宮城県や大崎市、東北農政局等、吉田川流域の関係者とともに、平成27年関東・東北豪雨を受け実施している「吉田川床上浸水対策特別緊急事業」や、令和元年東日本台風で破堤した粕川地区の引堤箇所等を視察
- 7/15～16出水時では、これまで（平成27年～令和3年）の河道掘削により、落合地点の河川水位を約97cm低減した効果があったことを説明
- 事業工期を短縮し、今年7月より運用を開始している「竹林川遊水地」視察時には、参加者より「竹林川遊水地が稼働できる状況なっているのは心強い。」との声もあった

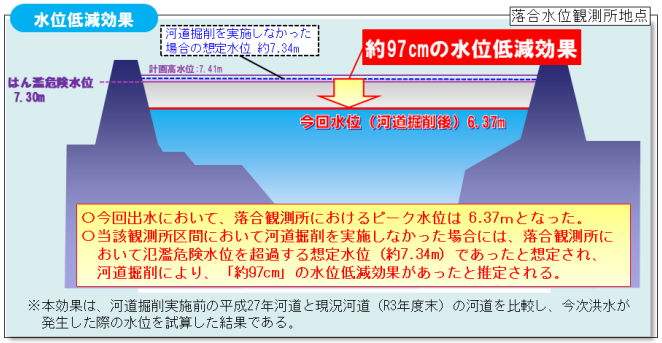

▲河道掘削による水位低減効果、河道掘削の状況（品井沼大橋付近）

▲合同現地視察の様子

第1回　吉田川流域治水部会

- 国・県・市町・土地改良区など吉田川流域の関係者が参加し、今回の出水を踏まえた吉田川で取り組む流域治水への期待等について意見交換を実施
- 次回は、今回の意見を踏まえ具体的な取り組みについて議論を予定

＜主な課題・流域治水への期待＞

- ➢ 県管理河川も含めた流下能力の向上
- ➢ 排水機場の耐水化、機能向上
- ➢ 上流域での太陽光パネルなどの開発への対応
- ➢ 道路冠水の解消（避難、現場確認のため）
- ➢ 流出した塵芥への対応
- ➢ 浸水頻度に応じた農作物の作付けの工夫
- ➢ 内水湛水の頻度が多いところの米は「流域治水米」などのブランド化など、地域を発展させる取り組み

▲第1回　吉田川流域治水部会の様子

▲上段：千葉理事長（鶴田川沿岸土地改良区）
下段：取材を受ける石田事務所長

第２回 吉田川流域治水部会

○ 令和元年東日本台風から約３年となる10月5日に第２回部会を開催。流域自治体、関係機関と流域治水の推進に向けた意見交換を実施

○ 吉田川部会では、前回部会で出された意見・課題を踏まえ、流域治水の３本柱に加え、吉田川「命と生業を守る流域のサポート」を４本目の柱とし、吉田川の流域治水を実践していく方針を共有

○ 東北農政局が実施する吉田川流域地区の排水施設の機能向上等も流域治水の取組の一部とする

○ 吉田川では特定都市河川指定により流域治水を推進

第2回　吉田川流域治水部会

- 国・県・市町村・土地改良区など吉田川流域の関係者が参加し、前回部会での意見確認と吉田川の流域治水で目指す姿を共有すると共に、流域治水関連法について説明
- 次回は、特定都市河川指定にあたり各自治体がかかえる懸念事項への回答や今後の方向性を確認する予定

＜部会内容＞

- 前回部会意見と流域治水の方向性
- 鳴瀬川水系整備計画変更について
- 北上土地改良調査管理事務所によるR5年度国営事業等調査着手地区（吉川流域地区）についての説明
- 「流域治水」の実効性を高める「流域治水関連法」の改正概要等について
- 以上について意見交換したのち、吉田川の流域治水を推進させるイメージを共有

▲第2回　吉田川流域治水部会の様子

▲浅野　大和町長

▲田中　大郷町長

▲萩原　大衡村長

吉田川で目指す流域治水の姿

流域治水４本柱

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

②被害対象を減少させるための対策

③被害の軽減早期復旧・復興の対策

④吉田川「命と生業を守る流域のサポート」

吉田川流域治水のイメージ

今後の展開

10月中	特定都市河川について自治体へ説明
11月下旬	第3回　吉田川流域治水部会
12月中旬	鳴瀬川等流域治水協議会

特定都市河川に指定に向けた各自治体への説明

○ 10月14日から19日にかけて「流域治水の推進と特定都市河川指定」について、流域自治体の7市町村（東松島市、大崎市、富谷市、松島町、大和町、大郷町、大衡村）に個別に説明

○ 近年の豪雨の頻発化により各自治体も内水問題を有していることを共有した上で、10月5日に行われた第2回流域治水部会での補足事項、特定都市河川指定によるメリットとデメリット等を説明

○ 各自治体の担当課（農政、都市計画、防災、下水道）からの質問や意見、懸念事項を収集

○ 集めた質問や意見、懸念事項を整理、回答の作成を行い、第３回吉田川流域治水部会で共有。

自治体への説明会

＜参加自治体・日程＞

・東松島市(10/14)
・松島町(10/14)
・大崎市(10/17)
・富谷市(10/17)
・大郷町(10/18)
・大衡村(10/19)
・大和町(10/19)
・大郷町(11/18)（2回目）
・利府町(11/21)
・色麻町(11/22)
・色麻町(12/14)（第3回部会後）
・仙台市(1/18)（第3回部会後）

＜説明内容＞

○第2回流域治水部会での要点を説明
○流域治水関連法改正の背景
○吉田川流域における特定都市河川の指定について
　・特定都市河川指定区間（案）および特定都市河川流域（案）
　・雨水浸透阻害行為の許可について
　・貯留機能保全区域と浸水被害防止区域
○地方公共団体が管理する河川等に対する支援
○都市防災総合推進事業の概要
参考.特定都市河川の指定状況

自治体説明状況

▲大崎市での説明会の様子（場所：大崎市鹿島台支所）

▲大和町での説明会の様子（場所：大和町役場）

第３回 吉田川流域治水部会

○ 11月30日に第３回部会を開催。流域自治体、関係機関と特定都市河川指定に向けた意見交換を実施。
○ 今回の部会では、吉田川流域および高城川・鶴田川流域の特定都市河川指定の法手続きを開始することに同意を得た。
○ 大崎市から「大崎市水害に強いまちづくり」共同研究を説明して流域自治体間で共有。
○ 吉田川支川身洗川の現場視察の取組を紹介。今後流域治水部会の取組として他の支川でも同様に現場視察を実施予定。

第3回　吉田川流域治水部会

○ 色麻町を吉田川流域治水部会に加えることが承認された。
○ 各自治体へ特定都市河川指定について説明した際に出された質問等について、回答。
○ 吉田川流域と高城川流域の特定都市河川指定の法手続きを開始することに同意を得た。

＜特定都市河川指定に関する意見＞

東松島市：堤川の指定について、前回の出水で冠水した国道45号に隣接する河川であるのでありがたい。特定都市河川指定されたら改修も迅速に進めることができるので喜ばしい。

大崎市　：以前から特定都市河川の指定をお願いしたいという立場であり、市でも水害に強いまちづくりなど流域治水に積極的に取り組んできた。今後治水対策の中心は流域治水になると考えている。特に市で行う内水対策に対しての支援制度なども充実してくることに期待。

富谷市　：指定による支障は特にない。ぜひ進めて欲しい。

松島町　：高城川も指定されることを歓迎。田中川や新川で浸水被害が生じているので、対策を進めていただきたい。

大和町　：支川も指定されることはありがたい。河川は改修しても土砂が堆積するので計画的に浚渫をお願いしたい。農水省とも連携して排水機場の整備といった対策を進めてもらいたい。町としても田んぼダムの取組も進めて行きたい。

大郷町　：雨水浸透阻害行為について、1000m2以上の開発に対して調整池が必要となり、それに対する費用を業者が負担するといったマイナスの要素がある。要件を緩和する事は出来ないか。また、調整池に設置する立入防護柵などの整備費用は補助メニューに適用されているのか。（※質問に対してはその場で回答済み）

大衡村　：ぜひ進めてもらいたい。村でも来年度は緊自債を活用して河川改修を予定している。

宮城県（農政部）：耕作者に対する補助はないという回答だが、農家の皆さんに協力してもらうために、何かしらメリットが感じられるような施策を考えていければ。

宮城県（土木部）：特定都市河川の指定については、全国的に進められているところだと思う。水害から守るために一体となって取り組んでいきたい。

北上土地改良調査事務所：　国交省と農水省で連携して取り組んでいきたい。

「吉田川」流域治水の取組

○ 吉田川支川の身洗川の現場視察を紹介。
○ 支川を知る良い取組であり、他の河川でも今後同様に現地視察を予定。
○ 小さな流域の集合が吉田川流域であり、支川を知ることが流域治水の推進に繋がる。

今後の展開

○R4年度内の指定に向け、手続きを進める。
○流域水害対策計画案作成に向けた資料収集。

▲ 部会当日の様子